

(別紙1)

移住支援金の交付申請に関する誓約事項

- 1 愛媛県移住支援事業に係る宇和島市移住支援事業に関する報告及び立入調査について、愛媛県及び宇和島市から求められた場合には、それに応じます。
 - 2 次のいずれかに該当した場合には、愛媛県移住支援事業及びマッチング支援事業における宇和島市移住支援金交付要綱第9条の規定により、移住支援金の全額又は半額を返還します。
 - (1) 移住支援金の申請に当たって、虚偽の内容を申請したことが判明した場合：全額
 - (2) 移住支援金の申請日から3年未満に宇和島市以外の市区町村に転出した場合：全額
 - (3) 愛媛県が交付する起業支援金の交付決定が取り消された場合：全額
 - (4) 移住支援金の申請日から3年以上5年以内に宇和島市以外の市区町村に転出した場合：半額
- (就業の場合のみ)
- (5) 移住支援金の申請日から1年以内に移住支援金の要件を満たす職を辞した場合：全額

(別紙2)

愛媛県移住支援事業に係る宇和島市移住支援事業における個人情報の取扱い

愛媛県及び宇和島市は、愛媛県移住支援事業に係る宇和島市移住支援事業の実施に際して得た個人情報について、個人情報の保護に関する法律等の規程に基づき適切に管理し、本事業の実施のために利用します。

なお、愛媛県及び宇和島市は、当該個人情報について、他の都道府県において実施する移住支援事業の円滑な実施、国への実施状況の報告等のため、国、他の都道府県及び他の市区町村に提供し、又は確認する場合があります。

また、愛媛県移住支援事業に係る宇和島市移住支援事業の実施に当たり、勤務状況を把握するため、就業先の事業者に対し、当該勤務状況を確認する場合があります。